

平成27年8月6日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告するとともに、別紙第2のとおり勧告し、一般職の職員の勤務時間について別紙第3のとおり報告するとともに、別紙第4のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第5のとおり報告する。

# 目 次

<b>別紙第1 職員の給与に関する報告</b>	1
報告の概要	1
第1 給与勧告制度の基本的考え方	2
第2 官民給与の状況と給与改定	3
第3 給与制度の総合的見直し	14
第4 給与勧告実施の要請	15
<b>別紙第2 職員の給与の改定に関する勧告</b>	21
<b>別紙第3 職員の勤務時間に関する報告</b>	1
1 フレックスタイム制の拡充の必要性	1
2 フレックスタイム制の拡充に当たっての基本的な考え方	3
3 フレックスタイム制の拡充の概要等	4
4 フレックスタイム制を活用していくための留意点	5
5 フレックスタイム制の拡充の実施時期	6
6 フレックスタイム制の拡充に関する勧告の実施の要請	6
<b>別紙第4 職員の勤務時間の改定に関する勧告</b>	7
<b>別紙第5 公務員人事管理に関する報告</b>	1
1 人材の確保及び育成	3
2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備	7
3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	11